

## 定例庁議次第

令和5年2月14日  
役場2階大会議室

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 審議事項

なし

### 4. 報告事項

なし

### 5. 議案事項

#### (1) 吉岡町消防団条例の一部改正について

(総務課 高田課長)【資料番号1】

#### (2) 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

(住民課 小林課長)【資料番号2】

#### (3) 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(健康子育て課 中島課長)【資料番号3】

#### (4) 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(健康子育て課 中島課長)【資料番号4】

#### (5) 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(健康子育て課 中島課長)【資料番号5】

#### (6) 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(健康子育て課 中島課長)【資料番号6】

#### (7) 吉岡町小口資金融資促進条例の一部改正について

(産業観光課 岸課長)【資料番号7】

#### (8) 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(産業観光課 岸課長)【資料番号8】

#### (9) 吉岡町農業委員会委員の任命について

(産業観光課 岸課長)【資料番号9】

#### (10) 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正について

(建設課 笹沢課長)【資料番号10】

#### (11) 町道路線の認定について

(建設課 笹沢課長)【資料番号11】

### 6. その他

### 7. 閉会

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 高田 栄二

【件 名】

吉岡町消防団条例の一部改正について

【目 的】

吉岡町消防団の組織見直しによるラッパ隊の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。  
また、併せて、文言の修正等を行うものです。

【改正内容】

1. 消防団の職のうち、ラッパ隊に関係する任用職名の削除（第4条関係）  
消防団の組織のうち、ラッパ隊を廃止するため、ラッパ長、副ラッパ長の職名を削除する。
2. ラッパ隊に関係する報酬額の削除（別表 第10条関係）  
ラッパ隊廃止にともない、ラッパ長、副ラッパ長、ラッパ手の報酬年額を削除する。
3. その他文言修正

【施行日】

令和5年4月1日

【上程予定】

令和5年第1回定例会

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 住民課長 小林 康弘

【件 名】

吉岡町国民健康保険条例の一部改正について

【目 的】

出産育児一時金の増額に伴い改正を行うものです。

【改正内容】

1. 出産育児一時金の支給額の引き上げ（第6条第1項）  
出産育児一時金を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改正する。

【施行日】

この条例は、令和5年4月1日から施行する。なお、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例による。

【上程予定】

令和5年第1回定例会・臨時会

【備 考】

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康子育て課長 中島 繁

【件 名】

吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

【目 的】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの

【改正内容】

関係法律の公布に伴う条項ずれ及び字句の修正を行うもの

【施行日】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「置く」を「設置する」に改める部分に限る。）及び第3条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行する。

【上程予定】

令和5年第1回定例会（3月議会）

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康子育て課長 中島 繁

【件 名】

吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【目 的】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の公布、及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの

【改正内容】

書面に代えて電磁的記録により記録できること、懲戒に係る権限の濫用禁止の削除、条項ずれ及び字句の修正を行うもの

【施行日】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第5条第2項から第6項までを削る改正規定、第26条の改正規定、第38条第2項を削る改正規定、第39条第2項の改正規定（「教育・保育支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める部分に限る。）、第42条第1項第3号の改正規定及び第3章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

【上程予定】

令和5年第1回定例会（3月議会）

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康子育て課長 中島 繁

【件 名】

吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【目 的】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの

【改正内容】

書面に代えて電磁的記録により記録できること、安全計画策定の義務化、自動車運行における児童の所在確認、条項ずれ及び字句の修正を行うもの

【施行日】

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の次に2条を加える改正規定、第10条の改正規定及び第14条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

【上程予定】

令和5年第1回定例会（3月）

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康子育て課長 中島 繁

**【件 名】**

吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

**【目 的】**

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

**【改正内容】**

放課後児童健全育成事業における安全計画の策定の義務化、自動車運行における児童の所在確認、業務継続計画の策定の追加を行うもの

**【施行日】**

令和5年4月1日

**【上程予定】**

令和5年第1回定例会（3月議会）

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議会事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 産業観光課長 岸 一憲

【件 名】

吉岡町小口資金融資促進条例の一部改正について

【目 的】

借換制度の継続実施による群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

1. 借換制度の期間延長（附則第2項関係）

借換制度の融資申込み期限を令和5年3月31日までから令和6年3月31日までに延長するものです。

【施行日】

令和5年4月1日

【上程予定】

令和5年第1回定例会

【備 考】



2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 産業観光課長 岸 一憲

【件 名】

道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【目 的】

電気自動車用充電設備の使用料徴収にあたり、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

1. 道の駅の使用料等の改正について（第6条関係）  
電気自動車用充電設備の利用料について規定するもの。

【施行日】

令和5年4月1日

【上程予定】

令和5年第1回定例会（3月議会）

【備 考】

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 産業観光課長 岸 一憲

【件 名】

吉岡町農業委員会委員の任命について

【目 的】

吉岡町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意を求めるものです。

【概 要】

1. 委員定数

吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第2条の規定により8名とする。

2. 委員要件及び人数

農業委員会等に関する法律第8条第5項による認定農業者5名、同第6項による中立委員1名、同第7項による青年及び女性2名。

各委員の詳細は個人情報につき非公開。

【任期】

令和5年4月27日～令和8年4月26日

（農業委員会等に関する法律第10条の規定により3年）

【上程予定】

令和5年第1回定例会

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 建設課長 笹沢 邦男

【件 名】

吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正について

【目 的】

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

【概 要】

1. 法律の題名の改正

第14条第1項第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

【施行日】

令和5年5月26日。

【上程予定】

令和5年第1回定例会~~—臨時会~~

【備 考】

なし

2月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【2. 不要】

付議者 建設課長 笹沢 邦男

【件 名】

町道路線の認定について

【目 的】

道路法に基づき、町道の認定により道路網の整備をするものです。

【概 要】

主に道路改良工事に伴う取り付け部分や開発に伴う寄付道路等により異動が生じた路線について町道の認定を行い、道路台帳の更新を行うものです。

【上程予定】

令和5年第1回定例会—~~臨時会~~

【備 考】

議会承認後、町道路線の認定を行う。